

ゆ成義不法成者有之ニ付ては、御目付衆御廻り、見合次第御捕、曲事に可
被仰付ハ間、向後奉公人之まねを仕、刀を指申間敷ハ由、相心得申、以來万事
慮外不法成義不仕様に、其心得可仕事。

右之表此以前、被仰付ハ間、町中連判差上申ハ。彌店借借屋之者召仕之者ニ
被仰聞ハ趣、町中入念可申付ハ。爲後日仍如件。

正保五年子二月

町中連判

御奉行所

撰要永久録

廿八日癸亥

○慶安元年(紀元二三〇八年)二月
○癸亥、三正綜覽。

江戸市中取締令ヲ布ク。

○正寶事録
撰要永久録。

市中取締令

正寶事録○撰要永久録同。

覺

- 一、相撲取の下帶、絹布ニある仕間敷ハ。屋敷方へ被呼ハ共、布木綿之下帶可仕事。
- 一、勸進相撲とさせ申間敷事。
- 一、辻ニある鞠けさせ申間敷事。
- 一、方々辻と橋際ニある、かけ寶引仕間敷事。
- 一、前々より被仰付ハ博奕寶引等、祝んしあるた何ニあるも諸勝負仕間敷事。

一、町中之平棚、早々取可申事。